平成２８年（フ）第７１７号
仙台市太白区四郎丸字落合105番地の１
レーヴ落合壱番館202
破産者　山下　　純（旧姓曽根）
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７６５号
仙台市若林区中倉２丁目24番11―207号
破産者　尾形　美光（旧姓富永）
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
宮城県柴田郡大河原町大谷字原前34番地２
ＡＲＫ204号
破産者　岡崎　弘晃
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第５５号
秋田県能代市字上柳18―１　シルバーピュア能代、住民票上の住所秋田県能代市字大内田４番地
破産者　佐藤　武美
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１０５号
群馬県太田市西本町16番11―102号
破産者　岡市信一朗
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２１７号
長野県松本市大字島立745番地１
破産者　髙橋　秀人
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第９３０号
名古屋市港区辰巳町17番３号　ＵＡＣＪ第四辰巳荘301号
破産者　朝永　　浩
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７０６号
名古屋市西区稲生町１丁目30番地　キャッスルサンセブン301号
破産者　上野　恭裕
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４８１号
大阪市大正区泉尾４丁目12番７号
破産者　中　真由美
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５１１号
島根県江津市嘉久志町1820―32、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見１丁目６番59―1514号
破産者　三浦　幸彦
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３８０号
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目８番４号　パークサイドヒロツグＡ103
破産者　奥村　昌人
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８３８号
大阪府門真市三ツ島５丁目29番11―206号、開始決定時大阪府門真市南野口町10番３号
破産者　山下電気商会こと　山下　芳輝
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１３７号
大阪市大正区千島２―４　３号棟210、開始決定時大阪府池田市井口堂３丁目９番４号
破産者　西尾　和志
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１８７号
大阪府豊中市上新田３丁目３番16号
破産者　丸山　　希（旧姓吉岡）
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３３５号
大阪市東淀川区豊里４丁目１番８―412号
破産者　月城明翼こと　孫　　明翼
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６９１号
大阪市中央区中寺１丁目４番23号石田ビル404、開始決定時大阪府東大阪市横枕12番27―103号
破産者　荒木　正則
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９１６号
大阪市此花区高見１丁目７番15―2310号
破産者　一明　宣子
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８４号
神戸市須磨区白川台６丁目４番地の33　藤マンション11号、従前の住所兵庫県尼崎市田能３丁目７番６－１号
破産者　ＢＥＺＡ　ＳＨＥＭＹ
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３５号
奈良市藤ノ木台３丁目12番７号
破産者　上井　亮平
１　決定年月日　平成29年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所